

論文審査基準(博士論文)

大学院人間福祉学研究科
研究科会議
2024年11月7日議決

論文審査基準(博士論文)について、以下に定める。

○論文審査に際しては、以下の基準ⅠからⅣに基づくものとする。また、

Ⅰ 研究の学問的意義及び独創性

1, 「研究の社会的・学術的背景及び学問的意義」

研究の社会的・学術的背景を踏まえ、研究テーマの設定が適切であり、博士論文に値する学問的意義があること。

2, 「研究のオリジナリティ」

新たな知見について明確に論述されており、かつ、そこに至るための適切な先行研究レビューや研究方法を踏まえ、当該博士論文の学術的位置づけと意義が明確に記述されていること。

Ⅱ 論文の体系の整合性と一貫性

3, 「学術論文としての論理展開・構成形式の適切性」

論文の体系に整合性があり、本文、引用文献、その他の資料等、当該博士論文を構成する諸内容につき、その構成形式が適切であること、また、学術論文としての論理展開が一貫していること。

Ⅲ 論文としての適切性

4, 「先行研究の体系的整理」

当該研究テーマについて、先行研究のレビューが適切な内容及び範囲をもつものについて体系的に行われ、十分な考察が行われたうえで、自身の研究テーマがその中に明確に位置づけられていること。

5, 「研究方法の適切性」

研究方法、データ解析などが適切であること、また、これらについて、具体的に適切な説明を行うことで、適切な科学的方法論に基づいていることが了解できること。

6、「研究の倫理」

研究倫理について理解し、遵守されていること、及びその点が明確に記述されていること。

7、「記述方法」

博士論文として、書式・注記・文献リストの記述方法などの形式的要件が適切であること。

IV 残された課題

○口頭試問審査に際しては、以下の基準に基づくものとする。

口頭試問の審査(審査基準)

1、「発表の内容及び方法の適切性」

研究の意義、成果、課題について簡潔にわかりやすく説明できること。

2、「討論への対応の適切性」

口頭試問において、討論への対応が適切であること。

○本学博士学位取得者の要件として、上記を踏まえて、本審査においては、上記論文審査及び口頭試問審査に加え、最終審査項目についても審査し、最終的な判断を下すものとする。

本学博士学位取得者の要件(最終審査項目)

1, 研究課題を科学的に追求する自立した研究能力を有していること。

2, 人間福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究能力を有していること。

3, 人間福祉学(社会福祉学及び関係領域)の豊かな学識を有していること。

付帯事項

*本学博士学位取得者の要件(審査項目)は、修士課程修了と博士課程(後期)の大きな違いであり、博士課程(後期)のディプロマポリシーを具現化したものである。

*本審査基準(博士論文)は、2025年度博士論文審査から適用する。

なお、博士論文審査については、2024年度は、現在審査が進行中であることから、審査基準は従来のものに基づいて行なう。しかし、これまでの本学の論文審査を踏まえ、論文審査基準を明確にしたことから、この審査基準も参考とすることができるものとする。